

競争入札設計図書等に関する回答書

2021年7月7日

公立大学法人会津大学
理事長 宮崎 敏明

工 事 番 号	第2108-0-21号
工 事 名	会津大学外壁改修（2期）工事
質 問 事 項	
<p>1. 「シート養生 防音シート張り 3ヶ月」ですが、採用しているのは、材工共の物価版（建築コスト情報）の単価を採用しているのでしょうか。 その場合、期間が6ヶ月と9ヶ月が公表されていますが、月数を案分して採用しているのでしょうか。</p> <p>2. 上記の「シート養生 防音シート張り 3ヶ月」の単価ですが、「積算資料」の賃料を採用している場合、掛け払い手間を単価に計上されていますか。 計上されている場合、とび工の歩掛り、若しくは代価表を明示願います。</p> <p>3. 公共建築積算基準等資料第4編 第1章 14の費用が計上されていませんが、今回の工事は、公共建築積算基準等資料第3編 第3章2(1) イ(へ)による現場管理費の補正は行っておりますか。</p> <p>4. 設計書には、共通仮設費項目が記載されていませんが、設計図 特記仕様書の仮設工事 仮囲いの1の番号に○印はないのですが、万能板塀に、※印の記載がありますが、仮囲いはないものと考えてよろしいのでしょうか？ご指示願います。</p> <p>5. 仮設計画図が設計にはありませんが、敷地内 現場休憩所、仮設トイレの設置場所作業員駐車スペースの確保はできるのでしょうか？</p> <p>6. 設計図 A-604 研究棟立面図1で、タイル改修部 着色部のみとありますが、西立面図の中央部分 X14～X21間の範囲も着色部分と見るのでしょうか、閲覧させてもらいましたコピーの色合いが薄いところがあり、範囲の確認のため、ご指示願います。また、足場設置後タイルの浮き箇所及び撤去するシーリングの数量につきまして、調査の結果、設計数量に差異が生じた場合には、変更の対象となるのかご指示願います。</p> <p>7. 資材搬入経路の規制はありますか。</p> <p>8. 資材搬入通路等への敷鉄板養生等は必要無いのでしょうか、施工上必要な場合別途協議は可能でしょうか。</p> <p>9. 冬季の降雪における、養生費・除雪費は別途協議可能でしょうか。</p> <p>10. 閲覧資料、細目別内訳書 について研究棟 直接仮設 8ページ、図書館 直接仮設 13ページ 枠組本足場 W=600・シート養生（防音シート張り）全項目見積価格開示願います。</p> <p>11. 特記仕様書（4）特-106 施工条件記載の2 施工時期・施工時間・施工方法で制限有り</p>	

と記載があります。記載事項以外は、平日施工可能と考えて良いでしょうか。

12. 工事期間中は、工事範囲内及び外部に備品等はないものと考えて宜しいでしょうか。
13. 足場組立の施工上、既存建物の金物等の仮撤去が必要な場合には、別途協議可能でしょうか。
14. 工事中における、研究棟付属の駐車場・駐輪場の利用は無いと考慮して良いでしょうか。
15. 仮囲いが設計内訳書に計上されておられません、別途協議可能でしょうか。
16. 交通誘導警備員が設計内訳書に計上されておられません、別途協議可能でしょうか。
17. 枠組本足場 W=600 となっておりますが、くさび緊結式足場 W=600 へ変更協議は可能でしょうか。

回 答 事 項

1. 刊行物（積算資料）の記載単価より算出しております。
2. 掛け払い手間は未計上であるため、協議の対象とします。
3. 補正は行っておりませんが、現場作業時における実情を踏まえ、会津大学工事請負契約約款第 18 条に基づき、必要に応じて協議の対象とします。
4. 本工事においては、仮囲いの設置は考慮しておりません。
5. 仮設計画（現場休憩所、仮設トイレ、駐車場等）については、駐車場内（図面 A-100 学生ホール及び講義棟の西側）を想定しております。
6. 研究棟西面の施工範囲については、中央部分（X14～21 間）も対象となります。
また、施工数量調査（設計に計上）の結果、設計数量に差異が生じた場合は、会津大学工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。
7. 資材搬入経路においては、大きな音や振動等の有無並びに学内関係者等の安全を考慮し実施願います。
8. 会津大学工事請負契約約款第 18 条に基づき、必要に応じて協議の対象とします。
9. 会津大学工事請負契約約款第 18 条に基づき、必要に応じて協議の対象とします。
10. 刊行物により単価を算出しているため、公表することはできません。
11. 平日の作業制限については、大きな音や振動等が発生する作業を制限させていただく場合があります。詳細な日程調整等は、工事期間中関係者と協議の上、進めていきます。
12. 工事範囲内及び外部に備品等はありませんが、必要に応じて協議の対象とします。
13. 会津大学工事請負契約約款第 18 条に基づき、必要に応じて協議の対象とします。
14. 駐車場については、当該箇所の施工期間において利用の規制を予定しております。
ただし、駐輪場は、施工期間であっても継続して利用する予定としております。
15. 会津大学工事請負契約約款第 18 条に基づき、必要に応じて協議の対象とします。
16. 会津大学工事請負契約約款第 18 条に基づき、必要に応じて協議の対象とします。
17. 会津大学工事請負契約約款第 18 条に基づき、必要に応じて協議の対象とします。